

石巻市プラスチック資源中間処理業務仕様書

1 目的・事業概要

(1) 目的

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第６０号）」の趣旨を踏まえ、本市の一般家庭から排出される廃プラスチック（容器包装プラスチック及び製品プラスチックを含むプラスチック使用製品廃棄物のことをいう。）の中間処理（収集された廃プラスチックの選別・圧縮・梱包（バール化））業務を円滑かつ確実に遂行し、廃プラスチックのリサイクルによる温室効果ガスの排出抑制やプラスチック資源の循環利用を推進する。

(2) 事業概要

本事業は、受託者が所有する市内の中間処理施設に本市が搬入した廃プラスチックを指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）から示されている「市町村からの引き取り品質ガイドライン」のバール寸法、重量等の内容と適合するよう圧縮・梱包した「分別基準適合物」として指定法人へ適切に引き渡す業務を委託するものである。以下、石巻市を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2 事業開始時期及び契約期間

- (1) 事業開始予定日：令和８年１０月１日
- (2) 契 約 期 間：契約日から令和１３年３月３１日まで
- (3) 履 行 期 間：事業開始予定日から令和１３年３月３１日まで

3 委託料の支払い

委託料の支払いは毎月払いとする。

4 乙の業務範囲

(1) 乙が自らの責任において行う業務

ア 乙は、本事業を実施するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく本市内の施設及び設備を、乙の責任において運営及び維持管理する。

イ 乙は、本事業の実施に必要な施設及び人員を確保し、効率的に配置するものとする。

(2) 甲の委託を受けて行う業務

- ア 搬入した廃プラスチックを計量する業務
- イ 搬入した廃プラスチックを貯留する業務
- ウ 廃プラスチックとその他のもの（不適合物）を選別する業務
- エ 選別した廃プラスチックを分別基準適合物として加工する業務
- オ 分別基準適合物を指定法人の引取まで保管する業務
- カ 分別基準適合物を指定法人へ引き渡す業務
- キ 分別基準適合物を計量する業務

- ク 不適合物を「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物」の品目別に分別、計量し、甲が指定する焼却施設又はリサイクル施設（以下「各処理施設」という。）へ運搬する業務
- ケ 上記に付帯するその他必要な業務

5 仕様

(1) 施設及び設備に関する仕様

- ア 廃棄物処理法第8条に該当する施設の場合は、宮城県から廃プラスチック類の中間処理に係る一般廃棄物処理施設の設置許可を受け、廃棄物処理法その他の法令の規定に従うこと。
- イ 別紙1「業務委託に係る基本要件について」記載のある搬入見込量を基に、最低必要となる処理能力を確保すること。
- ウ 受入貯留設備、選別ライン、圧縮・梱包設備、分別基準適合物等貯留ヤード等、廃プラスチックと不適合物の選別等が効率的かつ適切に実施できるように設備を配置すること。
- エ 計量設備については、以下の仕様に適合すること。
 - (ア) 10キログラム単位で計量できること。
 - (イ) 10トン車による搬入及び搬出時の計量が可能であること。
 - (ウ) 搬入する廃プラスチック及び搬出する分別基準適合物及び不適合物の重量を車両積載状態において計量し、記録することができること。
 - (エ) 車両計量設備において、各車両に伝票を交付できる仕様とすること。
 - (オ) 使用する伝票の様式については、甲乙協議して決定する。
- オ 受入貯留設備は、搬入車両から廃プラスチックを円滑、安全に排出できる面積、導線等の確保及び対策が行われていること。
- カ 受入貯留設備は、処理見込日量に基づき2日分以上の量を貯留できるほか、搬入物の飛散、流出、悪臭等が漏れないような対策が行われていること。
- キ 選別設備は、搬入物を「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令（令和4年環境省令第1号）」（以下「分別収集物の基準」という。）及び「分別基準適合物」となるよう選別できること。
- ク 圧縮・梱包設備は、選別した廃プラスチックを「分別基準適合物」となるよう加工できること。
- ケ 不適合物貯留設備は、各種不適合物の処理見込量（搬入見込量の10%程度）に基づき、乙が各処理施設へ搬送する計画に見合った貯留能力を確保すること。
- コ 不適合物を各処理施設へ自ら搬送するための運搬車両（不適合物の飛散、流出、悪臭が漏れるおそれのない運搬車）を用意すること。車両の大きさについては、各処理施設での積み下ろしに適した2トンから4トンの車両サイズを基準とし事前に甲へ確認すること。

サ プラスチック類は、「消防法（昭和23年法律第186号）」で規定する「指定可燃物」に該当することから、保管に際しては関係法令を遵守するとともに、保管量が法令で定める量を超える場合、管轄消防署長への届出、消火設備の設置等、必要な措置を講じること。

シ 事業開始予定日までに、設備等の試験運転を開始するなど、円滑に業務を履行するための準備を完了すること。

ス その他、必要な手続き等を行い、事業開始予定日から4（2）に定める業務を開始すること。

セ 災害、その他正当な事由により、事業開始予定日から業務開始ができないことが見込まれる場合の対応については、甲乙協議して決定する。

（2）業務に関する仕様

乙は、次に掲げる廃プラスチックの処理の流れに従って業務を行うこととする。

なお、業務内容の詳細については、甲と協議して定めることとする。

ア 乙は、中間処理施設に搬入した廃プラスチックの重量を計量し、記録すること。

また、記録については業務委託契約期間中、保管しておくこと。

イ 乙は、計量した廃プラスチックについて、選別を行うまでの間、適切に貯留すること。

ウ 乙は、搬入した廃プラスチックについて破袋し、廃プラスチックと不適合物に選別し、不適合物については、石巻市一般廃棄物処理実施計画に基づき、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物」に分類すること。

なお、危険物等が混入していた場合の処分方法については甲乙協議して決定する。

エ 乙は、施設に搬入された廃プラスチックを選別し、分別基準適合物として、指定法人との引き取りまで保管すること。

オ 乙は、分別基準適合物を指定法人の引き取り車両へ積み込み、引き渡しを行うこと。
また、分別基準適合物の重量を計量し、記録するとともに、業務委託契約期間中、保管しておくこと。

カ 不適合物の運搬

（ア） 乙は、選別した不適合物を各処理施設に運搬するまで保管し、計量、記録すること。

なお、記録については業務委託契約期間中、保管しておくこと。

（イ） 不適合物については、各処理施設へ搬入すること。

なお、その際の搬入物の処分に係る費用は無料とする。

（ウ） 不適合物の搬送に当たっては、甲と乙で確認した車両を使用するものとし、各処理施設の搬入基準や搬入に当たっての規則等を遵守すること。

（エ） 各処理施設へ搬入する不適合物は、本事業の選別過程で発生した物に限り、その他の廃棄物等を混入させないこと。

（オ） その他、不適合物の種別についての詳細及び搬入に必要な諸手続等については、甲が別途指示する。

6 提出書類

乙は、業務開始前までに、次に掲げる書類を甲に提出しなければならない。

なお、届出事項に変更が生じた場合は、速やかに報告しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 従業員名簿
- (3) 業務従事者名簿（車両運転手は運転免許証の写しを添付）
- (4) 社会保険加入証明書
- (5) 就業規則
- (6) 車両使用届（車両の写真、自動車検査証の写し及び自動車損害保険証書等の写し）
- (7) 緊急連絡体制表

7 業務従事者

乙は、円滑な業務執行が可能な従業員を確保すること。

8 安全教育、事故防止措置等

乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法例を遵守し、業務従事者の安全及び健康の確保、衛生のための教育の実施に努めること。

9 業務の報告

乙は、業務の遂行を明らかにするため、月ごとに甲が指定する様式に基づく月報を作成し、翌月10日（3月分の報告は3月末日）までに提出すること。

また、年度ごとに年報を作成し、翌該年度の4月末日までに提出すること。

10 業務上の注意事項

- (1) 乙は、業務の履行に当たって、廃棄物処理法、道路交通法（昭和35年法律第105号）、労働基準法等関係法令及び市が定める例規等を遵守すること。
また、業務において労務災害、交通事故等が発生した場合は、速やかに事故等の顛末を甲に報告すること。
- (2) 乙は、業務の公共性を認識し、業務の円滑化及び効率化に努めること。
- (3) 乙は、服装、作業態度、言語等に十分注意を払い、市民に不快感を与えないように努めること。
- (4) 乙は、廃棄物の処理に当たり周辺環境の保全に努めること。
- (5) 乙は、廃棄物の処理に当たり、廃棄物が飛散及び流出しないよう必要な措置を講じること。
- (6) 乙は、業務の実施に際しては、施設の効率的な稼動に努め、円滑な業務調整を行うこと。
- (7) 乙は、処理施設に出入りする業者等に対する適切な誘導、規制を常に心がけること。

- (8) この仕様書に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙双方の協議により決定するものとする。

1 1 暴力団等の排除

- (1) 乙が、業務の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 乙は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を甲が発注する業務に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 乙が、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 乙は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 乙は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（本市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（本市ホームページに掲載））により担当課長に報告すること。
- (6) 乙は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 乙又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、甲と協議を行うこと。
- (8) 甲は、乙が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

1 2 その他

- (1) 乙は、甲から緊急の指示があった場合において、速やかに臨機の措置が講じられるよう、常に従業員に周知徹底することができる連絡体制を整えておかなければならない。
- (2) 乙は、火災、その他の災害により、廃棄物が多量に発生した場合、甲の求めに応じ、最大限の協力をしなければならない。

別紙 1 業務委託に係る基本要件について

1 収集計画について

(1) 廃プラスチックの分別収集の概要

ア 市民は、地域ごとに定められた廃プラスチック収集日において、市の指定する袋に、中身や汚れが残っていない廃プラスチックのみを入れ、当日の午前 8 時 30 分までの間にごみ集積所へ排出する。

イ 甲が各ごみ集積所から 4 トンまでの車両で収集し、乙の所有する処理施設に搬入する。

ウ 収集開始時間は、午前中を基本とするが、状況に応じて変更する場合がある。

(2) 中間処理施設の立地条件等

ア 都市計画等との整合性として、国、県又は本市に中間処理施設に関する計画、指針等が定められているときには、これらに整合するものであること。

イ 市内（1 か所）であること。

ウ 4 トンまでの車両が安全かつ円滑に走行可能な進入路が整備されていること。

エ 近隣協議が完了していること。

オ 廃棄物保管の基準を満たし、安全管理が十分に行われていること。

カ 一般廃棄物処理施設の施設設置許可（宮城県）は、候補者名での取得見込であること。

キ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守し、事業開始までに、市が収集、搬入する廃プラスチックの中間処理施設を市内に整備することが可能であること。

ク 委託業務開始日までに市内に本店又は支店等を有していること。

(3) 搬入見込量

収集車両によって乙の設置する中間処理施設に搬入される廃プラスチックの搬入量は年間 1, 400 トンを見込むものとし、初年度は月割りで計算するものとする。

なお、搬入量は、本業務仕様書作成時点での計画における見込みであり、実際の搬入量を保証するものではない。

(4) 最低必要となる処理能力

年間 1, 400 トン ÷ 307 日 ≒ 4. 6 トン／日

実稼働日数：[365 日] － [日曜日 52 日] － [年末年始 6 日] = 307 日

※年末年始の搬入については、別途協議を行うものとする。

(5) 本市による収集及び中間処理施設への搬入

本市の「廃プラスチック」収集及び中間処理施設への搬入は、月曜日～金曜日（祝日を含む。）の午前 9 時～午後 4 時までとする。

ただし、天候や道路状況等の変化が生じた場合は、甲乙協議により搬入曜日、時間を変更する。

2 不適合物の搬入

各処理施設への不適合物の搬入については、各処理施設で定められた搬入時間内に搬入すること。

(1) 燃やせるごみ

- ・石巻広域クリーンセンター

石巻市重吉町 8-2 0（搬入時間：月曜日～金曜日の午前 9 時～午後 4 時）

(2) 燃やせないごみ

- ・石巻市大衡山一般廃棄物最終処分場 石巻市大衡山地内

（搬入時間：月曜日～金曜日の午前 9 時～午後 4 時）

(3) 資源物

- ・別途協議すること。

3 年末・年始の対応について

年末年始等、廃プラスチックの搬入量が通常の収集日より増加すると見込まれる期間については、作業員の配置や施設の稼働計画に十分に留意し、業務の円滑化、安全な遂行を図ること。

また、不適合物の搬入先については、甲乙協議により決定する。

4 指定法人の搬出車両

搬出車両：最大積載量 10 トン車（ウイング車等）を基本とする。

※設計設備、車両動線等については、10 トン車への対応が可能であること。

5 廃プラスチックの性状について

(1) 処理対象物：ペットボトル以外の廃プラスチック

(2) 使用する袋：市が指定する袋